



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月18日金曜日 第2320号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 愛媛県商品表示基準の一部改正..... 973
- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定..... 974
- 土地改良事業の工事の完了..... 974
- 市営土地改良事業の施行の同意..... 974
- 土地改良区の定款変更の認可..... 974
- 町営土地改良事業の施行の同意(2件)..... 974
- 開発行為に関する工事の完了(2件)..... 974
- 道路の区域変更(県道十和吉野線)..... 975
- 道路の供用開始(")..... 975
- 道路の供用開始(県道烏井喜木津線)..... 975
- 道路の供用開始(一般国道380号)..... 976

公営企業告示

病院の業務にかかる公金の収納の事務の委託..... 976

公営企業公告

医療機器の借入れ..... 976

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示..... 977

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1326号

愛媛県商品表示基準(昭和53年3月愛媛県告示第238号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、別表(生鮮食品)の部中5の項の次に次のように加える改正規定は、平成24年2月1日から施行する。

平成23年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>愛媛県消費生活条例(昭和50年愛媛県条例第11号)第17条第1項の規定に基づき、愛媛県単位価格表示基準を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">愛媛県単位価格表示基準</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 次に掲げる</p> <p>___商品については、この基準の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 2以上の種類の商品を詰め合わせて販売する場合における当該商品</p> <p>(2) 生鮮食品である商品であつて、その内容量の多寡にかかわらず均一の価格で販売するもの</p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品 名</th> <th style="width: 40%;">基準単度量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(加工食品)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	基準単度量	(加工食品)		1~6 省略		7 省略		8 省略		9 省略		10 省略		11 省略		12 省略		13 省略		<p>愛媛県消費生活条例(昭和50年愛媛県条例第11号)第17条第1項の規定に基づき、愛媛県商品表示基準___を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">愛媛県商品表示基準</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 2以上の種類の商品を詰め合わせて販売する場合における当該商品については、この基準の規定は、適用しない。</p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品 名</th> <th style="width: 40%;">基準単度量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(加工食品)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1~6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 か ん め ん</td> <td>100 グ ラ ム</td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 即 席 カ レ -</td> <td>10 グ ラ ム</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	基準単度量	(加工食品)		1~6 省略		7 か ん め ん	100 グ ラ ム	8 省略		9 省略		10 省略		11 省略		12 省略		13 省略		14 省略		15 即 席 カ レ -	10 グ ラ ム
品 名	基準単度量																																												
(加工食品)																																													
1~6 省略																																													
7 省略																																													
8 省略																																													
9 省略																																													
10 省略																																													
11 省略																																													
12 省略																																													
13 省略																																													
品 名	基準単度量																																												
(加工食品)																																													
1~6 省略																																													
7 か ん め ん	100 グ ラ ム																																												
8 省略																																													
9 省略																																													
10 省略																																													
11 省略																																													
12 省略																																													
13 省略																																													
14 省略																																													
15 即 席 カ レ -	10 グ ラ ム																																												

14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
	(生鮮食品)	
1 ~ 5	省略	
6	ま ぐ ろ	100 グ ラ ム
7	さ け	100 グ ラ ム

備考 省略

16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	炭 酸 飲 料	100ミリリットル
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
	(生鮮食品)	
1 ~ 5	省略	

備考 省略

○愛媛県告示第1327号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めた。

平成23年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

松山市一番町三丁目1番1から3まで、2番1、2番9から11まで、2番15、2番22

松山市二番町三丁目9番1から10まで、10番3、10番5、10番9から11まで、10番13から15まで

松山市大街道二丁目4番8から11まで、4番17、4番18、4番26

○愛媛県告示第1328号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	山田地区	平成23年10月31日

○愛媛県告示第1329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地

○愛媛県告示第1333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年11月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

改良事業（かんがい排水）・北条下田地区）の施行に平成23年11月8日同意した。

平成23年11月18日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市太山寺土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年11月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第1331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・縦の木地区）の施行に平成23年11月7日同意した。

平成23年11月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第1332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・東明神本組地区）の施行に平成23年11月7日同意した。

平成23年11月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建(開)第41号 平成23年11月8日	東温市下林字伽藍甲1361番	松山市東石井4丁目17番5号 ディアスプランシェJ103号 高橋正憲

○愛媛県告示第1334号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年11月18日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建(開)第42号 平成23年11月9日	伊予市宮下字流田745番2、746番2、747番、748番及び749番1	松山市恵原町甲26番地16 有限会社浮穴エム・シー

○愛媛県告示第1335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷地の 員	延長	備考
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川461番2地先から 同町大字奥野川459番2地先まで	旧	メートル 3.8~8.7	キロメートル 0.103	
			新	8.7~16.8	0.103	

○愛媛県告示第1336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川461番2地先から 同町大字奥野川459番2地先まで	平成23年11月18日

○愛媛県告示第1337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	八幡浜市保内町広早769番2から 同市保内町広早784番4まで	平成23年11月18日

○愛媛県告示第1338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町小田633番から 同町小田640番8まで	平成23年11月18日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。
 平成23年11月18日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立今治病院の料金の収納の事務（土・日曜日、国民の祝日・休日、及びその他病院の指定する日の8時30分から17時15分、並びに二次救急当番日における17時15分から翌日8時30分）

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

3 委託期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日まで

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成23年11月18日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
磁気共鳴画像診断装置 1式
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成24年3月26日から平成30年3月25日まで
- (5) 借入場所
愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件賃貸借の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成23年12月12日（月）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成23年12月21日（水）から平成23年12月22日（木）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、12月22日は午後5時00分まで））。
紙入札による場合は、平成23年12月22日（木）午後5時00分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成23年12月26日（月）午後2時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成23年12月12日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: MRI (Magnetic Resonance Imaging), 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 22 December 2011
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

雑報

○公告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第25回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成23年11月18日

財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 小早川 隆敏

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成24年2月7日（火）
- (2) 美容師実技試験 平成24年2月6日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成24年3月4日（日）

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験
松山市一番町一丁目1番1号
河原ビューティモード専門学校
- (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市文京町3番
愛媛大学 教育学部講義棟

4 受験願書の配布場所

- (1) 理容師美容師養成施設（当該養成施設の開校時間内に限る）
- (2) 財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 郵送による願書の請求
試験研修センター（03 5579 0911）へ問い合わせること。

5 受験願書の提出先

申請書類一式を簡易書留郵便で郵送すること。

[送付先] 〒135 8507

東京都江東区有明三丁目7番地26

有明フロンティアビルB棟9F

財団法人理容師美容師試験研修センター

6 受験願書の受付期間

平成23年11月7日（月）から平成23年11月28（月）まで（11月28日（月）の消印有効）

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 0811

松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター 四国ブロック事務所

電話 089 924 0804

F A X 089 989 1333